

ひたちなか市除染実施計画

<第1版>

平成24年4月

ひたちなか市

ひたちなか市除染実施計画

<第1版>

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 除染実施計画の対象となる区域	1
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	4
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置	5
5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	6
6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	7
7. その他の事項	7

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

本市は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能漏れによる汚染を除去する等の、環境回復（除染）に取り組んでまいります。

本市では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます。）に基づき除染に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

当面は、平成25年8月末までを第1期として、幼稚園の園庭や小中学校の校庭、通学路や公園などの子ども関連施設や公共施設を中心に除染を行います。

なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画の内容や期間については、見直しを行うこととします。

2. 除染実施計画の対象となる区域

市及び県が主体となって実施した市内の空間線量率の調査に基づき、区域内の測定結果の平均が毎時0.23マイクロシーベルト以上である以下の区域を除染が必要な区域として本計画の対象区域とします。

1) 小中学校、幼稚園

区域 (施設名称)	所在地	空間線量率の 範囲(μ Sv/h)	平均空間線量 率(μ Sv/h)
市立勝倉小学校	勝倉 3010	0.161~0.344	0.247
市立勝倉幼稚園	勝倉小学校と同敷地であることから一体的に測定		
市立三反田小学校	三反田 3065	0.118~0.459	0.272
市立堀口小学校	堀口 588	0.149~0.432	0.237
市立那珂湊第一小学校	山ノ上町 1-1	0.146~0.364	0.252
市立那珂湊第一幼稚園	那珂湊第一小学校と同敷地であることから一体的に測定		
市立那珂湊第三小学校	西十三奉行 13251-1	0.201~0.259	0.232
市立那珂湊第三幼稚園	那珂湊第三小学校と同敷地であることから一体的に測定		
市立阿字ヶ浦小学校	阿字ヶ浦町 744	0.157~0.364	0.243

旧那珂湊第二高等学校 (磯崎小で使用)	牛久保 1 丁目 10-18	0.174~0.354	0.241
市立那珂湊中学校	廻り目 2896	0.107~0.724	0.304
市立平磯中学校	平磯町 3550	0.200~0.452	0.316
市立阿字ヶ浦中学校	阿字ヶ浦町 610	0.178~0.395	0.264

2) 公園

区 域 (施設名称)	所在地	空間線量率の 範囲(μ Sv/h)	平均空間線量 率(μ Sv/h)
向野第 10 公園	馬渡字向野 2824-59	0.509~0.773	0.615
向野東公園	馬渡字向野 2774-35	0.258~0.753	0.480
平磯海浜公園	平磯町 4656-1	0.214~0.948	0.424
那珂湊運動公園	新光町 552-40	0.137~0.408	0.263

3) 通学路

区 域 (施設名称)	所在地	空間線量率の 範囲(μ Sv/h)	平均空間線量 率(μ Sv/h)
湊中部 2084 号線 (那 珂湊第一小学校の主要 な通学路)	山ノ上町地内	0.155~0.685	0.356
湊 2-5 号線 (那珂湊中 学校の主要な通学路)	廻り目地内	0.215~0.613	0.326
湊中部 2235 号線 (那 珂湊中学校の主要な通 学路)	廻り目地内	0.250~0.318	0.280
湊北部 3141 号線 (平 磯中学校の主要な通学 路)	平磯町地内	0.23~1.20	0.469
湊北部 3146 号線 (平 磯中学校の主要な通学 路)	平磯町地内	0.178~0.790	0.349
湊北部 3148 号線 (平 磯中学校の主要な通学 路)	平磯町地内	0.330~0.625	0.425

県道那珂湊大洗線（那珂湊第三小学校の主要な通学路）	北神敷台及び南神敷台地内	0.205～0.586	0.330
---------------------------	--------------	-------------	-------

4) 道路

区 域 (施設名称)	所在地	空間線量率の 範囲(μ Sv/h)	平均空間線量 率(μ Sv/h)
湊中部 2077 号線（湊公園周辺）※	湊中央 1 丁目地内	0.146～0.355	0.244
湊北部 3266 号線（磯崎町地内）	磯崎町地内	0.205～0.295	0.252

※湊中部 2077 号線については、湊公園に通ずる道路であり、子どもが多く利用することから除染対象区域とします。

3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置を実施する区域

除染は、2. に示す除染実施計画の対象となる区域内の以下の除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。

除染対象	実施者
除染実施計画の対象となる小中学校（校庭）、幼稚園（園庭）	市
除染実施計画の対象となる公園	市
除染実施計画の対象となる区域内の通学路（側溝含む）	市※1，県
除染実施計画の対象となる区域内の道路（側溝含む）	市※1

※1 通学路，道路は自治会等が実施者となる場合も想定されますが，その際には市が線量低減化支援事業により支援します。

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染ガイドライン（平成23年12月第1版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成24年3月29日改定）の内容に則って除染を行います。（除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおり）

除染対象	内容（下記から必要な措置を選択します）
小中学校（校庭）、幼稚園（園庭）	<ul style="list-style-type: none"> ○庭等における表土等の除去，客土・圧密による原状回復 ○庭等における表土等の上下層の土の入替え・除去等，現場保管の際の残土による原状回復 ○汚染されていない土等による被覆 ○枝葉の剪定，落葉の除去，除草 ○雨樋等の清掃，洗浄，汚泥の除去等 ○側溝等の清掃，洗浄・汚泥の除去
公園	<ul style="list-style-type: none"> ○庭等における表土等の除去，客土・圧密による原状回復 ○庭等における表土等の上下層の土の入替え・除去，現場保管の際の残土による原状回復 ○枝葉の剪定，落葉の除去，除草 ○雨樋等の清掃，洗浄，汚泥の除去等 ○側溝等の清掃，洗浄・汚泥の除去
通学路	<ul style="list-style-type: none"> ○落葉の除去，枝葉の剪定，法面の除草 ○路面・側溝等の清掃，洗浄・汚泥の除去等
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○落葉の除去，枝葉の剪定，法面の除草 ○路面・側溝等の清掃，洗浄・汚泥の除去等

※小中学校（校庭）、幼稚園（園庭）、公園における「庭等における表土等の除去，客土・圧密による原状回復」，「庭等における表土等の上下層の土の入替え・除去等，現場保管の際の残土による原状回復」，「汚染されていない土等による被覆」についてはいずれか一つの措置を選択します。

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、当該敷地内の詳細な線量測定を実施した上で線量の高いところを中心に、適切な措置を選択して除染を実施することとします。

また、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満の場合には、当該地点の除染は実施しません
が、局所的に毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える箇所は除染を行います。

※必要な措置を実施しても線量が下がらなかった場合には、環境省と個別相談
をし除染の必要性や除染方法を検討します。

5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

本市では、平成 25 年 8 月末までを第 1 期として、幼稚園の園庭や小中学校の校庭、通学路や公園などの子ども関連施設や公共施設を中心に除染を行います。

個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

なお、平成 25 年 3 月に除染の進捗状況を確認し、必要な場合は、除染計画やスケジュールを見直します。

除染対象	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小中学校（校庭）、 幼稚園（園庭）			
公園			
通学路			
道路			

6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壌等については、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って、原則、除染対象敷地（施設）内において保管することとします。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

なお、除染対象区域のうち、除染に伴って発生する除去土壌等が除染対象敷地（施設）内において保管できない区域は、仮置場が確保でき次第、除染を実施します。

7. その他の事項

- (1) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、必要に応じて本計画の見直しを行っていきます。
- (2) 除染実施計画は、策定、計画内容、計画期間の見直しに伴い、その都度、公表していきます。
- (3) 子どもの生活環境に関連する公共施設等については、除染後も定期的に空間線量率を測定します。
- (4) 空間線量率の測定結果及び除染の実施状況や除染効果については、市ホームページ等で随時公表します。
- (5) 民地の除染措置は本計画では対象としていませんが、追加調査等により面的に毎時 0.23 マイクロシーベルト以上であると認められる地域の存在が確認された場合には本計画の変更を行っていきます。